

令和2年度八千代市決算に基づく  
健全化判断比率審査意見書

八千代市監査委員



八 監 第 2 1 6 号

令 和 3 年 8 月 1 9 日

八千代市長 服 部 友 則 様

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度八千代市決算に基づく健全化判断比率の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度八千代市決算に基づく実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので，次のとおり意見書を提出します。

# 令和２年度八千代市決算に基づく 健全化判断比率審査意見書

## 第１ 審査の対象

令和２年度決算に基づく実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第２ 審査の期間

令和３年７月２８日から同年８月１９日まで

## 第３ 審査の方法

令和２年度決算に基づく健全化判断比率の審査に当たっては，その算定の基礎となる計数は正確であるか，また，算定の方法は関係諸法規に適合しているか等の諸点に留意し，関係諸帳簿，証書類等を照合するとともに，関係職員の説明を聴取した上で実施した。

## 第４ 審査の結果

審査に付された令和２年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも法令に準拠して作成されており，計数は正確であり，適正に作成されているものと認められた。

## 第5 審査の概要

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の概要は、次表のとおりである。

実質公債費比率は、標準税収入額等が増加したこと等が要因となり、前年度に比べ0.2ポイント減少した。

また、将来負担比率は、地方債の現在高が減少したこと等が要因となり、前年度に比べ5.7ポイント減少した。

(単位：%)

区分	健全化判断比率			早期健全化基準
	令和2年度	令和元年度	増減	
実質赤字比率	該当なし	該当なし	—	11.62
連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	—	16.62
実質公債費比率	6.2	6.4	△0.2	25.0
将来負担比率	15.3	21.0	△5.7	350.0

### 備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が赤字である場合にのみ該当する。
- 2 早期健全化基準とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する基準であり、当該基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないものとされている。

## 第6 審査の意見

令和2年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であったため、いずれも該当がなかった。実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っていることが認められた。